

3 消費者教育の推進の内容

これまでに記載した消費者を取り巻く現状や消費者教育の意義、消費者教育推進に当たっての基本的方向などを踏まえ、今後取り組むべき施策の具体的内容や方法を示します。

(1) 様々な場における消費者教育

① 学校等における消費者教育の推進

《幼稚園、保育所等》

幼稚園教育要領や保育所保育指針では、「身近な物を大切にすること」等が掲げられており、お金・物を大切に扱うことや約束・きまりを守るなど義務教育以降の教育につながるような取組について、幼児が使える教材の充実等を通じ支援します。また、子どもの事故防止の情報提供等により、事故の未然防止を図るための取組も推進します。

【主な取組】

	主な施策 施策の内容	担当課
1	消費者教育に関する取組支援 ○ 幼児向け教材の充実をはじめ、市内の幼稚園や保育所における消費者教育を支援するための取組を推進します。	消費生活センター
2	事故防止に関する情報提供 ○ 製品事故をはじめ、子どもが遭いやすい事故やその注意点に関する情報を提供し、事故の未然防止を図ります。	消費生活センター

《小学校、中学校、高校等》

学校教育においては、児童及び生徒の「生きる力」を育むことをめざし、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことを理念としています。

消費者教育に関しては、平成20年及び21年に学習指導要領が改訂され、家庭科や社会科、公民科等を中心に内容の充実が図られ、これらの教科を中心に取組が行われています。

【小学校における教育内容の例】

教科	内容の例
家庭科	<ul style="list-style-type: none"> ・物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えること ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること ・自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫できること
社会科	<ul style="list-style-type: none"> ・生産・販売に関する仕事の特色や役割、そこに携わっている人々の工夫 ・情報化の進展が国民生活に及ぼす影響や情報の有効な活用 など

【中学校における教育内容の例】

教科	内容の例
技術・家庭科 (家庭分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること など
社会科(公民的分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の重要性やそれを守ることの意義 ・身近な消費生活を中心とした経済活動の意義、価格の働きに着目した市場経済の基本的な考え方 ・現代の生産や金融などの仕組みや働き、社会における企業の役割と責任 ・消費者の保護などに関する国や地方公共団体の役割 など

【高校における教育内容の例】

教科	内容の例
家庭科	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性 ・消費行動における意思決定の過程とその重要性(消費者としての主体的判断) ・消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者の自立と支援(消費者としての権利と責任を自覚した行動) など
公民科	<ul style="list-style-type: none"> ・経済活動の意義、国民経済における家計・企業・政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、金融の仕組みと働き、 など

上記以外にも、小学校から高校までを通じて、情報モラルや環境問題、食の安全に関する教育など、様々な消費生活に関する教育が実施されています。

これら学習指導要領に基づく取組を中心に、専門的、実践的知識を有する外部機関等との連携も含めた取組内容や、インターネット利用に伴うトラブル等、子どもたちが巻き込まれやすい消費者トラブルに関する情報提供の充実を図ります。

【主な取組】

	主な施策 施策の内容	担当課
1	<p>小学校家庭科及び中学校技術・家庭科（家庭分野）における消費者教育の実施</p> <p>○ 学習指導要領において、小学校家庭科及び中学校技術・家庭（家庭分野）の内容の「身近な消費生活と環境」において、「物や金銭の使い方と買物について（小）」「家庭生活と消費について（中）」を示しており、これに基づき物や金銭の計画的な使い方や消費者の基本的な権利と責任、販売方法の特徴等について学習を進めます。</p>	教務課
2	<p>環境・防災教育推進事業</p> <p>【環境・防災教育研究校の指定】</p> <p>○ 指定を受けた研究校は地域の実態に応じた環境教育を推進し、ホームページや子どもゆめフォーラムにおいて、実践の発信を行います。</p> <p>【グリーンカーテン整備】</p> <p>○ 希望した40校程の幼稚園、小学校、中学校がゴーヤ等の栽培によるグリーンカーテン作りに取り組み、ホームページや展示会において、その成果を発信します。</p>	学校企画課
3	<p>学校における消費者教育の支援</p> <p>○ 学校における消費者教育を支援するため、学校向けの消費者教育用資料を作成し、市内の学校に配布する等、消費者教育用資料の充実を図るとともに、必要に応じて専門家の派遣も含めた出前講座等を実施します。</p>	消費生活センター
4	<p>高校生向け啓発機会の充実</p> <p>○ 市内の高校に対し、大阪府とも連携しながら、学習資料の提供や講座の実施等、啓発機会の拡充を図ります。</p>	消費生活センター

《大学等》

成年と未成年が混在する大学等においては、消費者の権利と責任が大きく変化することも踏まえ、大学等として積極的に消費者教育に取り組み、自立した社会人としての消費者、職業人としての生産者・サービス提供者の育成等を行うことが求められています。

また、学生は社会的経験が浅いため、悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭うケースも少なくなく、マルチ商法等に巻き込まれる中で、意図せず他の人に被害を生じさせることもあります。そのような被害に遭うことや被害を生じさせることを防ぐため、学生に対する消費生活や消費者問題に関する情報・知識の提供機会を拡大して

いくことも求められています。

このため、入学時のガイダンス等様々な機会を利用した情報提供や講座の実施、消費者教育実施に当たっての専門家の派遣等、大学における取組の推進を支援していきます。

【主な取組】

主な施策		担当課
施策の内容		
1	<p>出前講座等の実施</p> <p>○ 新入生オリエンテーション等の様々な機会を捉えて、出前講座等を実施することにより、若年者の消費者トラブルの未然防止を図ります。</p>	消費生活センター
2	<p>若年者向け啓発資料の充実</p> <p>○ 若年者が陥りやすい消費者トラブルに関する啓発資料等の充実させ、市内大学への配架等を行うことで、消費者トラブルの未然防止を図ります。</p>	消費生活センター

② 地域社会における消費者教育の推進

自立した消費者を育成するためには、地域においても消費者教育に取り組むことが重要です。消費者が自ら必要な知識や技能を収集・修得し、それを実際の生活での適切な行動に結び付けるため、消費者被害の防止に必要な情報や商品・サービスの基礎知識・契約知識等の消費生活の関する情報の的確な発信や、消費者が主体的・能動的に学ぶことのできる機会の拡充を図るとともに、社会の一員としてよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する取組も推進します。

前述のとおり、消費者問題は全ての消費者に画一的に生じるものではなく、消費者の状況によってその特徴は異なります。特に判断力の低下した高齢者や支援が必要な障害者の方については、その状況に配慮した本人への消費者教育だけでなく、支援者の方に対する働きかけや地域の見守り活動も重要となります。

同じ年齢層の方であっても、その生活の態様は一樣ではなく、消費者教育の実施方法や啓発資料等の情報提供手段に関しても、各消費者の状況に配慮した適切な方法で実施することが必要です。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄という20世紀型社会経済システムがもたらした地球環境問題の解決のためには、循環型社会への転換が必要であり、そのためには消費者一人ひとりがライフスタイルを見直し、環境に配慮した行動をとることが不可欠です。本市においても、4R運動^{*33}の展開をはじめ、様々な取組が行われてきま

^{*33} 4R運動…「Refuse (リフューズ) 発生源でゴミを断つ」、「Reduce (リデュース) ゴミとなるものを減量する」、「Reuse (リユース) 繰り返し使う」、「Recycle (リサイクル) 資源として再利用する」を通じて、ゴミを減量するための運動。

したが、今後も引き続き推進していく必要があります。

【主な取組】

	主な施策	担当課
	施策の内容	
1	<p>高齢者支援ネットワーク会議等を通じた消費者被害の未然防止・救済</p> <p>○ 高齢者支援に携わる関係部局や関係機関等で構成する堺市高齢者支援ネットワーク会議等を通じ、関係者間の連携を図るとともに、迅速な情報提供等を行うことにより、消費者被害の未然防止や救済につなげます。</p>	消費生活センター 高齢施策推進課
2	<p>障害者に対する情報提供の充実</p> <p>○ 従来の情報提供に加え、障害者の状況にも配慮しながら、障害者が入手・理解しやすい形での情報提供手段の多様化を推進します。</p> <p>○ また、気づかないうちに障害者が消費者被害に遭う事態を防ぐため、障害者本人はもとより、支援者等を通じた予防や早期の気づき等の観点から、消費生活部局と障害福祉部局とが連携しながら研修等の機会を確保し、消費者教育の充実を図ります。</p>	消費生活センター 障害施策推進課
3	<p>啓発用資料の充実</p> <p>○ 関係各課と連携し、消費生活における代表的なトラブル事例や消費者関連法規などの情報を掲載した啓発冊子やパンフレット等の啓発資料を作成し、市民に広く配布します。また、啓発資料の配架場所の拡充を図ります。</p>	消費生活センター 関係各課
4	<p>出前講座の実施</p> <p>○ 消費生活の複雑・多様化に伴い深刻化している消費者被害を未然防止するため、地域の集まりなどにおいて出前講座を実施します。</p> <p>○ また、高齢者等の見守りに携わっている方々に対して、被害事例の紹介や見守りの際の気づき・対応のポイント等を内容とする出前講座を実施し、見守り強化を呼びかけます。</p>	消費生活センター
5	<p>消費者教育受講機会の拡充</p> <p>○ 市民の消費者問題についての意識を高め、その自立を支援するため、連続講座の開催等により、消費者教育受講機会の拡充を図ります。</p>	消費生活センター
6	<p>広報紙、ホームページによる情報提供や効果的な情報提供方法の拡充</p> <p>○ 広報さかいやホームページを利用し、市民にとって有益な情報提供を行います。消費生活センターに寄せられた相談情報や全国的な消費者被害の傾向をもとに、市民にとって必要な情報が何であるかを捉え、ニーズに応じた内容の充実、早期の発信・更新を行い、市民が消費者問題について学習するための情報なども掲載し、消費者被害の未</p>	消費生活センター

	<p>然防止に努めます。</p> <p>○ また、様々な層の消費者に的確に情報を届けるため、広報紙・ホームページ以外にも、効果的な情報提供方法の拡充を図ります。</p>	
7	<p>街頭啓発等の実施</p> <p>○ 消費者月間や区民まつり等の機会を捉え、駅頭や街頭で啓発チラシ配布などの啓発活動を行います。</p>	消費生活センター
8	<p>消費者啓発のための講演会の開催</p> <p>○ 消費生活に関する正しい知識の普及と情報の提供等、啓発活動を推進し、消費者の自立支援と消費生活の安定及び向上を図るため、最新の社会問題などをテーマに市民向け講演会等を開催します。</p>	消費生活センター
9	<p>PTA や関係団体等に対する情報提供等</p> <p>○ 地域における消費者教育を支援するため、PTA や関係団体等に対し、出前講座の実施や情報提供等を行います。</p>	消費生活センター
10	<p>情報コーナーの活用</p> <p>○ 消費生活センター情報コーナーにおいて、消費生活に関する行政資料、図書、雑誌、暮らしに役立つ情報や悪質商法に関するチラシの配架やパネル展示を行います。また、図書やDVD等の閲覧コーナーを設けるとともに、貸出も行います。</p>	消費生活センター
11	<p>食品衛生知識の普及啓発</p> <p>○ 食の安全性確保に関する情報を、パンフレット、ホームページ、広報さかいなどにより、迅速かつわかりやすく提供します。</p> <p>○ 講習会や意見交換会（リスクコミュニケーション）を開催し、食の安全に関する知識の普及を図ります。</p>	食品衛生課
12	<p>堺エコロジー大学運営事業</p> <p>○ 市民の環境意識の向上と環境共生のまちづくりを支える人材を育成するため、市民、NPO、企業、大学等と連携し、堺エコロジー大学を運営します。</p> <p>○ 一般講座は子どもから大人まで幅広い層を対象にした様々なプログラムを実施します。</p> <p>○ 環境活動実践者育成のため専門コースを設定し、大阪府立大学の環境教育プログラムとも連携して、専門性の高いカリキュラムを構築します。</p>	環境共生課

③ 家庭における消費者教育の推進

家庭においては、保護者が金銭や物を大切に扱うことについての意識を子どもに身に付けさせたり、携帯電話やインターネット等の使い方について、家族で考え、家庭でのルールづくりを行うことなどが期待されます。

また、毎日の生活の中で、不注意や誤使用等によって生命にかかわる事故につながることもあることから、そのようなリスクを認識し、事故を減らすことも重要です。

さらに、世帯が別になっても、例えば高齢者のみの世帯を狙った詐欺的な勧誘の被害を防止するために、家族間での情報共有をすることも期待されます。

このような家庭における消費者教育を支援するため、情報提供等の取組を行います。

【主な取組】

	主な施策 施策の内容	担当課
1	家庭における消費者教育の推進 ○ 家庭における消費者教育の支援や製品事故の防止等に向け、関連資料の充実や情報提供の充実等を図ります。	消費生活センター
2	P T A や関係団体等に対する情報提供等 (再掲)	消費生活センター
3	食品衛生知識の普及啓発 (再掲)	食品衛生課
4	堺エコロジー大学運営事業 (再掲)	環境共生課

(2) 消費者教育の担い手の支援、連携

学校、地域、家庭など様々な場における消費者教育を推進するためには、それぞれの場で消費者教育を担う主体を支援するための取組や、各主体と連携した取組が必要となります。

① 学校等における担い手

合理的意思決定のできる自立した消費者、よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成するという消費者教育の意義から、その基礎を習得する学校等において担い手となる教職員等には、大きな役割が期待されます。

その取組に資するような資料・教材等の提供、研修の実施、専門家の派遣等、一層の推進に向けた取組を進めます。

【主な取組】

	主な施策	担当課
	施策の内容	
1	教員に対する研修会の開催 ○ 学校における消費者教育を充実させるため、教員を対象に研修会を開催します。	消費生活センター
2	学校における消費者教育の支援 (再掲)	消費生活センター

② 地域における担い手

地域においては、関係団体等により様々な形で消費者教育が行われています。また、前述のとおり、判断力の低下した高齢者や支援が必要な障害者の方には、地域の見守り活動も重要となります。

地域における消費者教育を充実させるためには、このような各団体等との連携した取組を進めるとともに、消費者教育の担い手となる人材の育成等の取組を一層拡充する必要があります。

【主な取組】

	主な施策	担当課
	施策の内容	
1	出前講座の内容の充実 ○ 地域における出前講座を担う堺市消費者啓発員に対して、最新の消費者問題に関する情報の提供等を行うことで、出前講座の内容の充実等を図ります。	消費生活センター
2	地域における消費者教育・啓発活動や見守り活動の担い手育成 ○ 消費者教育・啓発活動や見守り活動等を担う人材を育成し、そのような方々へ消費生活に関する情報を的確に提供することで、地域における取組の強化を図ります。	消費生活センター
3	事業者団体等との連携 ○ 地域における講座実施や講演会の開催等に当たり、専門的知識を持った講師の派遣など、事業者団体と連携した取組を行います。	消費生活センター
4	消費者団体との連携の促進 (再掲)	消費生活センター
5	消費者団体の自主的な活動への支援 (再掲)	消費生活センター

6	堺エコロジー大学運営事業 (再掲)	環境共生課
---	----------------------	-------